

19 土壌汚染対策法

(法第3条、第4条、第5条、第14条)

法の趣旨	<p>有害物質による土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。</p>
報告の必要な行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用が廃止された有害物質使用特定施設<sup>※1</sup>に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。(第3条第1項)</li> <li>・第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地において、一定規模以上<sup>※2</sup>の土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。(第3条第7項)</li> <li>・一定規模以上<sup>※3</sup>の土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。(第4条第1項)</li> <li>・土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあるものとして、基準に該当する土地があると認められるときは、当該土地の土地所有者等は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、知事から調査結果の報告を命ぜられることがある。(第5条第1項)</li> <li>・上記の契機によらない自主的な調査により、指定基準に適合していないことが判明した場合、要措置区域等に指定することを申請することができる。(第14条第1項)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 有害物質使用特定施設(鉛、砒素、トリクロロエチレン等26物質のいずれかを使用等していた水質汚濁防止法の特定施設)</p> <p>※2 900㎡</p> <p>※3 3,000㎡(ただし、有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地または使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地の場合は900㎡、第3条第7項の土地は除く。)</p> </div>
報告が必要な区域	県内全域
受理権者	知事 政令市長(福島市、郡山市、いわき市)
基準等	要措置区域の指定に係る基準(第6条第1項) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準(第11条第1項)
担当機関	<p>県 各地方振興局 県民環境部(県民)環境課(いわきを除く)</p> <p>政令市 福島市環境部環境課 郡山市環境保全センター いわき市環境監視センター</p>
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[土地の所有者等] -- "法に基づく調査" --&gt; B[報告]     B --&gt; C[担当機関]     C -- "指定 (指定基準超過の場合)" --&gt; D[要措置区域等]          A -- "自主調査" --&gt; E[申請 (指定基準超過の場合)]     E --&gt; F[担当機関]     F -- "指定" --&gt; D     </pre>
備考	

## 土 壌 汚 染 対 策 法 の 全 体 ス キ ー ム

